

第1号様式（第9条関係）

条例見直し調書

		作成年度	平成30年度	次回見直し予定	平成35年度
条例名	高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例				
条例番号	平成25年神奈川県条例第24号	法規集	第12編第3章		
所管室課	県土整備局都市部都市公園課				
条例の概要	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の規定に基づき、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する特定公園施設について移動等円滑化のために必要な設置に関する基準を定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 （現在でも必要な条例か。）	<p>県立都市公園では、少子高齢化の進展や「ともに生きる社会かながわ憲章」の制定等の社会状況の変化を踏まえ、ユニバーサルデザイン化の推進などに取り組んでいる。</p> <p>本条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な基準を定めており、引き続き、現在においても必要な条例である。</p>			
	有効性 （現行の内容で課題が解決できるか。）	<p>特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときに、移動等円滑化に必要な基準を定めている本条例の規定は、法の趣旨である、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図る上で、有効である。</p>			※工事実績 H25:47件 H26:35件 H27:22件 H28:89件 H29:63件
	効率性 （現行の内容で効率的といえるか。）	<p>本条例で規定する特定公園施設の移動等円滑化のために必要な基準については、「移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令」の基準等を参酌して定めており、必要最低限なものといえる。</p>			
	基本方針適合性 （県政の基本的な方針に適合しているか。）	<p>本条例に基づく施策は、「かながわランドデザイン」の主要施策の政策分野「健康・福祉」における施策体系「ともに生き支えあう地域社会づくり」の主要施策である「県立都市公園のユニバーサルデザイン化の推進」に適合している。</p>			
	適法性 （憲法、法令に抵触しないか。）	<p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、移動等円滑化のために必要な設置基準が規定されていることから、条例の目的に照らして合理的なものであり、憲法や法令に抵触しないものである。</p>			
その他					
見直し結果	<p>① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。</p>			理由等	
				<p>現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。</p>	